

大館市工事成績評定要領

(目的)

第 1 この要領は、大館市が発注する建設工事の成績の評定（以下「評定」という。）を行うために必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的とする。

(評定の対象)

第 2 評定は、1 件の契約金額が 200 万円を超える大館市工事検査規程（平成 20 年規程第 18 号）第 2 条第 1 号の規定に基づく検査を行う請負工事について行うものとする。ただし、機械器具設置、電気通信工事等で所管部長が特に必要がないと認める場合は、これを省略することができる。

(評定者)

第 3 工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 大館市工事監督規程（平成 8 年規程第 7 号）第 2 条に定める主任監督職員、監督職員（以下「監督員等」という。）
- (2) 当該工事担当課長又は工事担当主幹及び工事担当課長補佐（以下「工事担当課長等」という。）
- (3) 大館市工事検査規程第 5 第 1 号に定める検査員（以下「検査員」という。）

(評定の方法)

第 4 評定は、工事成績採点の考査項目別運用表（別紙 1 から別紙 5 まで）を用いて、別記様式第 1 の大館市工事成績評定表（以下「評定表」という。）及び別記様式第 2 の細目別評定点採点表により行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、監督員等においては、両者が協議のうえ評定を行うものとする。
- 3 前項の場合において、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定を行うものとする。

(評定の判定基準)

第 5 評定の判定基準は、次の表のとおりとする。

判 定	優れる	やや優れる	標 準	やや劣る	劣 る
評定点合計	80 点以上	80 点未満 75 点以上	75 点未満 65 点以上	65 点未満 60 点以上	60 点未満

(評定表の提出)

第 6 検査員である評定者は工事検査の実施のつど、工事担当課長等及び監督員等である評定者は工事完成のとき、それぞれ評定を行うものとする。

2 評定者は、次の各号の区分により当該各号に掲げる者に評定表を提出するものとする。

(1) 1 件の契約金額が 500 万円以上の請負工事 所管部長を経由のうえ総務部長

(2) 1 件の契約金額が 500 万円未満の請負工事 工事担当課長を経由のうえ契約検査課長

(評定表の集計等)

第 7 契約検査課長は、提出された評定表を当該年度ごとに取りまとめ、別記様式第 3 の工事成績評定請負人別結果表及び別記様式第 4 の工事検査結果調書により、所管部長、資格審査委員会及び指名審査会の各委員に報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第 8 市長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して評定の結果を別記様式第 5 により通知するものとする。

(評定の修正)

第 9 市長は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第 10 第 8 又は第 9 により通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（「休日」を含まない。）以内に書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 市長は、前項による説明を求められたときは、請求を受けた日の翌日から起算して 7 日（「休日」を含まない。）以内に別記様式第 6 により回答するものとする。

(再説明請求等)

第 11 第 10 の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（「休日」を含まない。）以内に書面により、市長に対して再説明を求めることができる。

2 市長は、前項の再説明を求められたときは、請求を受けた日の翌日から起算して 50 日（「休日」を含まない。）以内に別記様式第 7 により回答するものとする。

3 市長は、前項の規定による回答を行うときは、別に定める大館市適正入札・契約推進委員会の審議を経てから回答するものとする。

(努力要請)

第 12 市長は、成績評定点が 60 点未満であった者に対しては、別記様式第 8 により努力要請を行うものとする。

(評定の結果の公表)

第 13 第 8 により評定の結果を報告したときは、別記様式第 9 の工事成績評定点一覧表を契約検査課のホームページに掲載して公表するとともに、契約検査課で閲覧に供するものとする。

2 前項の公表の期間は、完成検査の実施した日の翌月の指定した日から翌年度の末日までとする。

(補則)

第 14 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 11 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで試行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。